

第12日目（3月17日）（金曜日）

1. 出席議員

1番	城 後	光	2番	横 山	聖 代
3番	三 石	孝	4番	北 村	清 美
5番	脇 坂	正 孝	6番	百 武	辰 美
7番	中 尾	尊 行	8番	石 峰	実
9番	尾 上	和 孝	10番	川 田	保 則
11番	太 田	一 彦	12番	堀 池	主 男
13番	藤 川	法 男	14番	今 井	泰 照

2. 欠席議員

な し

3. 議会事務局職員出席者

議会事務局長 中 村 和 彦 主任書記 樋 口 晶 子

4. 説明のため出席した者

町 長	一 瀬 政 太	副 町 長	松 下 幸 人
総 務 課 長	村 川 浩 記	商工振興課長	澤 田 健 一
企画財政課長	前 川 芳 徳	税 務 課 長	朝 長 哲 也
住民福祉課長	山 口 博 道	健康推進課長	楠 本 和 弘
農 林 課 長 兼 農業委員会事務局長	朝 長 義 之	建 設 課 長	吉 田 耕 治
水 道 課 長	堀 池 浩	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	諸 隈 三 恵 子
教 育 長	岩 永 聖 哉	教 育 次 長	福 田 博 治
給食センター所長	林 田 孝 行	企 画 財 政 課 財 政 管 財 係 長	坂 本 昌 俊

午前10時 開議

○議長（今井泰照君）

全員、御起立ください。おはようございます。

ただいまから平成29年第1回波佐見町議会定例会第12日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

日程第1 町政に対する一般質問

○議長（今井泰照君）

一昨日に続き、一般質問を続けます。

順次発言を許します。

4番 北村清美議員。

○4番（北村清美君）

皆さん、おはようございます。

私は、一般質問においては重点的に本町の未来とビジョンを、それと課題について、町長はじめ執行部の皆様と意見交換をしていきたいと考えております。その一環として、手始めにさきに通告した2点について質問をしたいと思います。

1、本町の過疎化対策について。

（1）20年後の東地区（特に中山間地域）の人口減少が予想される。少しでも人口減少を防ぐために、空き家活用促進事業、リフォーム、定住奨励金等の増額を検討できないでしょうか。

（2）土砂災害防止法が制定されておりますが、本町の対策はいかなものでしょうか。

2番、三股、中尾、鬼木、金屋、川内郷にまたがる、（仮称）波佐見山の手観光ロードについて。

（1）この一帯は、ほかに類を見ないロケーションを含めた観光資源があり、これらをつなぐ道路整備ができないか。

（2）鬼木、金屋神社に至る道路は車の離合ができないため、拡幅できないか。

（3）波佐見オルレを申請できないか。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

4番 北村議員の御質問にお答えいたします。

まず、1番に本町の過疎化対策について。

（1）20年後の東地区（特に中山間地域）の人口減少が予想される。少しでも減少を少なくするために、空き家活用促進事業、リフォーム補助金、定住奨励金等の増額を検討できないかという御質問ですが。

現状で御質問に対応した本町の取り組みについて申し上げますと、空き家活用促進補助金として改修費50万円と、別途、清掃費に10万円、定住奨励金については最高78万円、住宅性能向上リフォーム支援事業補助費についてやバリアフリー、安全型、省エネルギー型、防災型を対象に合計で最高10万円をそれぞれ限度に補助金や奨励金の交付を行うこととしております。本町でも他の自治体と同様に空き家は増加傾向にあり、また、一方で空き家を借りたい人からの問い合わせも増加したことから、空き家バンク制度を導入したところでありますが、物件の登録がなかなか進んでおらず、空き家活用促進事業の対象となり得る空き家自体が少ないのが現状であります。

このことから、町では町政報告会や広報誌により空き家の有効活用への意識改革や空き家バンクへの登録を呼びかけ、さらには所有者に対して意向アンケートを送付したりして、登録物件の掘り起こしに努めているところであります。これら登録物件が充実し、中山間地域の物件だけが賃貸や売買されずに残るようであれば、リフォーム補助金も含めてその補助金のあり方について検討すべきであろうと思います。

なお、定住奨励金については条件が不利などの指定行政区への加算措置を行っており、これ以上の増額は周辺自治体との補助金レースにもなりかねない上、一方的な財政負担を増やすことにつながることから、大きな状況変化がない限りは現行制度の中で対応したいと考えています。

次に、（2）土砂災害防止法が制定されているが、本町の対策はという御質問ですが。

国では、平成11年6月に広島で発生した土砂災害により多くの死傷者と多大な被害をもたらしたことを踏まえ、平成12年3月に土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律案が閣議決定され、国会での可決後、5月に公布されました。その後、平成26年8月、豪雨により広島市北部で発生した土砂災害等から、都道府県や市町村の責務等を明記す

るための法律改正が行われたところです。

土砂災害は毎年のように全国各地で発生しており、私たちの暮らしに大きな被害を与えています。また、その一方で新たな宅地開発が進み、それに伴って土砂災害の発生するおそれのある危険な箇所も年々増加し続けています。このようなことから、土砂災害防止法では土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域について、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進しようとするものです。

本町の取り組みについてですが、長崎県では、法律に基づき基礎調査の公表が義務づけられていることから、長崎県が事業主体となり、土砂災害防止法に伴う基礎調査の実施を平成27年度から29年度にかけ、町北部側（1工区）の8自治会、平成29年1月から町南部側（2工区）の14自治会で順次現地調査に着手され、平成30年度までに完了する予定となっています。

現在、基礎調査が完了した野々川郷、小樽郷、湯無田郷における土砂災害警戒区域（がけ崩れ、土石流等）の指定予定範囲の事前縦覧を終えたところで、今後、土砂災害警戒区域の指定に向けた事務手続が行われることになっています。また、残り地域においても平成31年度までに土砂災害警戒区域の指定を完了する計画となっています。

土砂災害警戒区域の指定後は、波佐見町地域防災計画を見直し、防災マップ等を作成して住民への周知徹底を図ることとしています。

次に、2、三股、中尾、鬼木、金屋、川内郷にまたがる、（仮称）波佐見山の手観光ロードについての御質問ですが、この一帯は、ほかに類を見ないロケーションを含めた観光資源があり、これらをつなぐ道路整備ができないかという御質問です。また、鬼木、金屋神社に至る道路は車の離合ができないため、拡幅できないかという御質問ですが。

まず、三股から川内郷にかけての山間部には、森林整備計画に基づき基幹道や管理道が整備されており、具体的に申しますと、三股から中尾にかけては林道耳取線が、鬼木から金屋にかけては林道金屋線が、金屋から川内にかけては林道二度川内牧ノ内線がそれぞれ管理道として整備されています。また、林道金屋線の上方部には、基幹道として東彼3町にまたがる広域基幹林道虚空蔵線が整備されているところです。

これらの林道を結ぶ関係地域には、三股陶石採石場や陶郷中尾山、鬼木棚田、金屋神社、川内ほたるの里などがあり、まさに観光資源の宝庫であることは議員の御指摘のとおりです。

また、林道を活用しての代表的なイベントとしては、中尾地区を発着地点とするハーフマラソンがございますが、これにも全国から多くのアスリートが参加されており、林道そのものを観光資源の一つとして位置づけることもできるのではないかと考えます。

そこで、地域の豊富な観光資源を効果的に活用するため道路整備ができないかとの質問でございますが、現状におきましては、林業振興のために整備されております林道を多面的に活用していただきたいと考えますが、それぞれの特色ある観光資源を保有する関係地域が連携し、観光ルートなどの構築に向けた活動には側面的に支援してまいります。

次に、鬼木、金屋神社に至る道路は車の離合ができないため拡幅できないかとの質問でございますが。

さきに申しましたように鬼木から金屋に通じる林道は林道金屋線ではありますが、この道路は延長が3,541メートル、幅員が3.6メートルで、車道幅員になりますと3.0メートルとさらに狭くなり、離合時には支障を来すこととなりますが、そのような状況を回避すべく、林道には500メートル以内に1カ所の待避所を設けるよう林道規定に義務づけされているところです。

以上のようなことから、林道金屋線に限らず全ての林道には必ず待避所が設けられておりますが、一般道との利便性は格段に落ちますので通行には不便な部分もありますが、森林の適正な整備と保全を図るために整備された道路でありますので、現状では道路改良などは考えておりませんが、今後の利用状況や観光連携などの進捗状況を見きわめながら必要な対策を検討してまいります。

次に、波佐見オルレを申請できないかという御質問ですが、オルレは自然や歴史、地元の生活に触れながら歩く韓国済州島生まれの新たな旅のスタイルで、九州でも2011年に九州観光推進機構が済州島オルレと業務提携し、九州オルレをスタートさせました。この九州オルレは、現在19の地域が認定され、韓国人観光客の人気を集めています。県内には平戸と南島原、佐賀県では唐津、武雄、嬉野が認定されており、韓国人観光客の誘客アイテムとして推進されています。

このオルレへの申請とのことですが、九州オルレには厳格な基準や条件があり、例えばスタートとゴールは公共交通が必須だったり、2キロメートルごとに景色が変わって、舗装された道はだめ、トイレは必須、起伏が厳しくきつ過ぎてもだめなど、認定されるには相当の条件が必要となります。南島原においては5回目の申請で認定されたとのことで、認定され

るまでの労力は相当なものと推測されます。また数十万円の負担金も発生するとのことで、オルレの認定効果は認めるものの、申請については十分な検討が必要と思われます。

本町ではJRウォーキングも好評を得ているなど、ウォーキングやトレッキングコースとしては最適な地域でもあることから、むしろオルレにこだわらず、ウォーキングコースとして絶景ポイントや写真撮影スポット、景色、道路状況を現地確認し、再点検して、観光客誘客の手段として活用できないか検討したいと思います。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○4番（北村清美君）

いろいろありがとうございました。

まず、（1）の20年後の東地区ということで、ここに波佐見町の26年にとられたデータがあります。平成48年ですから、あと19年後ですが、増減率を申しますと、中尾地区が、今26年度は400名、平成48年には217名、増減率が54.3%となっております。同じく三股が43.4%、永尾が63.5%、小樽が74.8%、野々川が51%、湯無田が70%、鬼木が72.6%、金屋が54%、皿山地区が56.8%、川内が50.7%という推移がありますけども、この件に関しても、ほかの地区も結構増えているところが宿と村木しかありませんので、何とか、落ち込み方が半分も減るということは非常に大きな問題じゃないかと思えます。

まず、中尾地区を例えて言えば、郷費自体も約、年間、今の段階では500万弱あるわけですけども、これが半減しますと、半分の二百四、五十万になるわけですね。そしたら100万の事業ををするとしても、どうなりますか、考えただけでも20年後はできないというふうにしるか考えられません。

そういうことで、この対策を本当に真剣に考えていかないと、少しでも減少率を低くするというようなことで、空き家対策とかいろいろあるわけですけども、何とかこれを真剣に考えていただいて、減少することは間違いないんですが、少しでもおくらせるように何か対策をひとつよろしくお願いをしたいと思います。

それを含めまして、定住奨励金に関しましては、ほかの町村と比べて比較はなかなかできないということでございますが、この中山間地域に関しまして言えば、何かほかに対策を考えていただけないかと思ひまして質問したいと思ひます。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

議員お説のとおり、確かに波佐見町全体でも人口減少というのは確実に参ってまいります。そのようなことから、本町では28年の3月に波佐見町人口ビジョンの中で、平成72年度（2060年度）の人口を1万1,000人という設定をしながら、各種対策といたしますか、総合戦略を設定しながら対策をとるわけでございますけれども、それがそれぞれの各地域での詳細な対策とはなっておりませんが、現在とっております、先ほど町長が申しましたいろいろな空き家対策、あるいは人口減少対策等を進めながら、さらには現在地域振興補助金での各そういった過疎化が厳しい、あるいは高齢化が厳しい地域に対しては補助率のかき上げ、あるいは先ほど申しました定住奨励金の割り増し等、対策を講じているところでございます。

なお、今後もそういった策をしながら、さらに重要な展開が必要であると判断した場合においてはそれぞれの対策を講じるべきかというふうに思いますが、現時点ではこの対策をしばらく様子を見ながら、その成果を見ながら検討すべきではないかなというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○4番（北村清美君）

その空き家のことなんですけれども、ここにはまた空き家バンク利用状況調査表というのがあります。手元に。この中で、東彼杵郡では、東彼杵町が非常に高率な、42軒の空き家が埋まったというデータがありますが、本町は13軒と、波佐見町も貢献はしているんですけども、そのうち入居者は9戸だと。東彼杵町がこういうふうに42軒も埋まるということはどういうことに原因があるのでしょうか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

まず、東彼杵町の取り組みが、本町より取り組みが早かったという事例が挙げられるかというふうに思います。本町は今年度から空き家バンクの制度として進めておりますが、なかなか現在、空き家の対象となる物件の所有者に対してアンケート、あるいは御通知を差し上げながら、ぜひ登録をしていただきたいという促し方をしているのですが、発送はするんですが返事が返ってこないという状況で、なかなかその登録物件そのものが掘り起こしが進んでいないという原因がございます。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○4番（北村清美君）

空き家活用促進事業とか、リフォームとか、定住奨励金とか、いろいろな御援助いただきましたけれども、そのほかに先ほど申しましたとおり中山間地域の人口減少が半分になると、近くなるということで、郷費の収入が激減します。そのためには地域振興補助金のA地域、B地域、C地域の活用の補助率を上げていただくように検討をお願いできないでしょうか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

限られた財政の中の総額を決めて現在のところ財政計画を立てておりますので、その中で総額をどのように持っていくのか。それから配分についてどのように対処していくのかは今後の推移を見ながらしていきたいと思っておりますし、来年度の運用につきましても、そういった人口の増減と、あるいは高齢化率を把握しながら、補助率の対象地域の選定を行っておりますので、いましばらく、その辺につきましては調査研究をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○4番（北村清美君）

ぜひ検討をしていただいて、今後、急激に上げてもらうのじゃなくて、本当に20年後は自治会の運営自体ができなくなります。要するに、我々のところも、中尾地区も三股地区も連合班中尾地区というふうになるんじゃないかと考えられんこともないです。そのためにはぜひ、今は力がありますけれども、20年後は力がなくなってしまいます。そういうことで非常に真剣に考えていただいて、今後の計画の中に入れていただきたいと思っております。

次に、土砂災害防止法が制定されていますが、波佐見町の対策はどうかとお聞きしましたが。実は、私が気になっているのは、レッドゾーンがあります。土砂災害警戒地域、通称レッドゾーン。この中に建築物の構造規制があるわけですよ。住宅の新築や増改築については、土砂災害に対して安全であるかの建築確認が必要となり、土砂災害による対応する衝撃に耐え得る構造としなければならないというふうに書いてあるわけですよ。特に中尾地区のことをちょっと言って申しわけないんですが、砂防地区でありまして、建築基準も物すごく厳しゅうございます。極端に言うと、新築できる用地がないということですね。そのほかにまた中尾に住みたいという人が新築はできない。じゃあ空き家を利用しようというときにリフォームしなきゃいかん。そのためには100万かかるリフォームが衝撃に耐え得る構造をしな

きやいけない。これはまた倍かかるんじゃないかというふうに予想されます。この点に関して非常に大きな問題なわけです。だから、これを真剣に考えて、そういうことをどういうふうに考えていらっしゃるか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（今井泰照君） 建設課長。

○建設課長（吉田耕治君）

まずもって土砂法の前に、現在施行されております建築基準法、それから長崎県が定めております建築基準の条例がございます。この中に崖地のところに住宅を建てる場合、そういったときにもその制限が、今、現在もかかっております。そういった中で、今回の土砂法に基づく基礎調査を今やっているわけでございますけれども、まずもってこれが何のために目的があるのかということなんです。これをひもとけば、生命、財産を守ることがやっぱり最大の要因でありますので。

例えば今、基礎調査をやっておりますが、その基礎調査に基づいて自分の住んでいるところがどういう状況であるかと、まずそこを知っていただく。それから最終的には、例えば豪雨災害とかいろいろあるときに、自分はどこに逃げればいいのか。そういったものを明確にするというのが今回の改正点でもあったわけでございます。

県もそういったことを踏まえて、国の法律に基づきますもんですから、これはやらなきゃいけない。最終的には31年度までにその制定を終えなければならないというのは先が決まっているというような状況でございますので、それから考えますと、当然先ほど言われましたレッドゾーン的なものには、居室とって、住宅をつくる場合には、通常住むところ、ダイニングとかそういったものですね。そういったところにつきましては、当然工作物で、例えば塀を強固なものにして自分の命を守るんだということが必要になってくることをうたっております。

現在もほかの各県でもそういったものはだんだんだんだん今進められておりますけれども、当然自分の住む中でそれを整備しなきゃいけない。ただ、現在のところ、それに対する補助制度がないというのも一つの要因でありますので、今後、例えばリフォームの改善、そういったものに含めて、そういうレッドゾーンが例えば指定をされたということになれば、そういったとも含めてやっぱり検討すべきものだろうというふうに考えておりますので、今の段階でどうと言えませんが、現在、野々川と小樽、湯無田地区を事前縦覧を終えまして、今後しばらくしますと、指定になるんじゃないかなというふうに思っております。

そういった中で、今後の調査結果を見ながら、波佐見町の中でこういったところがどういったもので指定をされるのかというを見ながら、その辺の対応を検討をしていきたいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○4番（北村清美君）

ぜひ、そういう事情をわかっただけであれば、その対策をやっただけじゃないかと思っております。特にしてもらわないと、中山間地域に住む人がいなくなります。お金がかかり過ぎて。そして郷費が高いというふうになっていきますので、本当に中山間地に新しい人が入ってくるというようなことが非常に不可能になりますので、ぜひそれは前向きに検討していただければと思っております。

次に、三股、中尾、鬼木、金屋、川内郷にまたがる（仮称）波佐見山の手観光ロードにつきまして質問したいと思います。

先ほど、町長の答弁にありましたとおり、本当に三股から言えば窯業の原風景、中尾地区は陶器の里、窯業の里、それから鬼木は棚田の里、それから金屋は金屋神社があるし、自然の会があります。川内は農業の原風景があります。非常にウォーキングコース、散歩コース、観光に際しては、非常に1日遊んでおっても全然見飽きをしないというような地区だと考えられます。

そのためには道路とウォーキングルートをしていただければ一番いいと思うんですが、特に鬼木と金屋神社の間の林道、金屋林道のあれが狭くて、そして距離が長いです。車の対向車が来ると、ずっとバックしなければいけません。こういう事態が発生をしておりますので、ぜひその辺は考えていただきたいと思うのですが、いかがでしょう。

○議長（今井泰照君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（朝長義之君）

ただいま御指摘がありました、鬼木から金屋に通じる金屋線でございますが、町長が先ほど申しましたように、林道の所期の目的でありますのは林業の振興、保全ということでの整備がなされておりますので、基本的には一般道と比べれば使い勝手が悪いというような状況もございますが、そういった観光面ということ捉えて見れば、非常に道路も狭くて、離合場所も基本的には500メートルに1カ所というような規定がございますので、そういった中で整備がされている道路でございますので、非常に厳しい部分があるかと思いますが、今後

はそういった観光資源を使ったいろんなイベント等の推移を見ながら、必要があれば整備を
してまいりたいと考えております。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○4番（北村清美君）

なぜかといいますと、実は中尾地区には年間10万人の観光客が、ほとんどの方がレンタカ
ーなんですよ。個人の車で来られます。鬼木地区にもそうです。鬼木から、今度は金屋に
行くときには、行く車が多くなってきているわけですね。そしたら金屋から来る車がどうな
るかとなると、もう本当に身動きできない状態になっています。この現実を知っていただい
て、ぜひ何かしらの検討をお願いをしたいと思うんですが、いかがでしょう。

○議長（今井泰照君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（朝長義之君）

私どももまだそういう実態をしっかり捉えておりませんので、ここはそういう状況をしっ
かり観察をしながら検討してまいりたいというふうに考えます。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○4番（北村清美君）

特にこのロードにつきましては、波佐見の中でも非常にロケーションがいい観光資源があ
る地域だということは皆さん認識されていらっしゃると思います。そのための観光としてど
ういうふうにお客を誘導するかということをちょっと聞きたいと思います。いかがでしょう
か。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

議員おっしゃるとおり、鬼木、中尾については相当な観光客が今現在でもお見えになっ
ていますし、そのほとんどの移動手段についてはレンタカー等で町道を通られていると思いま
す。私も林道のほうを通ってみましたけれども、正直なところ、あそこに観光客を通すとい
うのは非常に厳しいのかというのがちょっと感想であります。その道しか通れないというの
であれば、そこも考えないといけないんでしょうけども、今の段階では、まず町道を通った
誘客というか、誘導というのをお客さんには勧めなければならないのかなというふうに考え
ております。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○4番（北村清美君）

ちょっと単純な質問ですけども、林道を町道に変えることは不可能なんですか、可能なんですか。

○議長（今井泰照君） 建設課長。

○建設課長（吉田耕治君）

今のところ、林道につきましては林野庁の管轄になりますけれども、そういった協議を終えた後であれば、議会の議決を得れば町道として認定は可能かというふうに考えます。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○4番（北村清美君）

先ほども申したとおり、本当にレンタカー、個人の車で来られる観光客が多いです。地元の方を含め、あそこを通る率が高いわけですけど、そういうことを、現状を把握していただいて、何とかそういう方策をとっていただければと思っております。そうすれば、何かと補助ができるとか、補助金が出るとか、施工できるとかいうようなことは可能になるんじゃないかと思っております。ぜひそれはひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、波佐見オルレの申請ができないかということで質問をしておりますけど、先ほど町長の答弁がありましたとおり、いろんな認定に関しましてはいろんな障害があるんじゃないかというようなことで承っております。そのほかに、町長から今提案がありましたウォーキングなんかいいんじゃないかという、ウォーキングロードにしてもいいんじゃないかというような提案がありましたけども、それはぜひやっていただきたいと思ひます。

なぜかと申しますと、町長の説明の中にもJRウォーキングという話が出ましたが、JRウォーキングで多いときで1日で1,500名の方が来られます。それは井石、中尾、鬼木、金屋を回る中で1500人ですよ、1日に。本当に、それはなおかつリピーターが多いわけですね。そのためには、ぜひそういうことが、それを延長してできるかということになれば、観光面においても非常にもっともっと波佐見を進化して見ていきたいという方がいらっしゃるんじゃないかと思ひます。その点はいかがでしょう。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

おっしゃるとおり、JRウォーキングには1日に相当な人がお見えになって、中尾のまちなみや鬼木の棚田の風景、また金屋の風景等は非常に支持されているところであります。町

長の答弁がありましたように、オルレは確かに非常に基準が厳しくて、厳しいものがあるんですけども、ウォーキングをちょっと推進するといいますか、コースとしてちょっとした案内表示をしたりとか、そういった部分はできていくんじゃないかなというふうに思います。

また、この林道に対しては、先ほども言いましたように、森林の中を、杉、ヒノキの森林の中を通っているという雰囲気のある道であります。私も注意して何回となく景色が見えないかということで大分見たんですけども、何か所かありますけども、ずっと景色を見ながら歩くとかいうのはちょっと厳しいのかなというのがあります。そして、その中でもちょっとしたポイント、ポイントは、例えばここは写真を撮る絶好なポイントですよとかいう紹介とか、そういうのはできていくんじゃないかということで思っております。

ただ、あと、考えないといけないのは、観光客の安全ですね。その部分も非常に重要だと思いますので、山を通す場合の観光客への安全対策というのにも必要になってきますので、今その、もちろんJRウォーキングのコースが非常に優れたコースでありますので、そっちのほうのウォーキングコースとしての普及といいますか、PRを積極的にやっていくべきじゃないかということで考えております。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○4番（北村清美君）

特にその中尾とか鬼木とかは非常にインフラ整備が大体ほとんど、約70%近くは終わっているわけですよね。それで、今後どうするか。例えば中尾、鬼木に来たお客さん、観光客をどういうふうに金屋神社のあの自然、金屋神社の有形資産、それから自然の会がやっているエビネランとかいうものを本当に皆さんに見ていただきたいわけですよね。そういった意味で金屋神社に誘導するようなことを考えていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

中尾、鬼木に来たお客さんを当然金屋にも誘客したいところでもあります。それについては、むしろ林道というより、棚田の中をめぐるって、あの眺望がいい町道を通っていただいて、金屋に抜けていただくのが一番の方策じゃないかということで考えております。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○4番（北村清美君）

いろんなことを申し上げて、非常に前向きなお返事をいただいておりますが、今までの経

過を見て、町長は今後どういうふうにお考えになっていらっしゃるか、ちょっと存念をお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

まずは、ある資源で有効活用するということは非常に大事なことだというふうに思っております。しかし、やっぱり今、現状の中の、それにブラッシュアップ、磨き上げることが大事なことではないかなと。いろんな御提案もあって、ビジョン的なものとしては非常にいいところがありますけれども、それに対する費用対効果というようなこと。そして実際の観光客はどこを目的として来ているかというようなこと。そして、今おっしゃるように、ああいーう一帯のところは、また別な視点から考えて、そういう金屋神社の非常にすばらしいあれがありますので、必ずつなげるということだけでなく、まず、そこそこの魅力を出して、そしてそれから線をつなぐ。つなぎ方を考えたり、それから面に持っていくというようなやり方がベターじゃないかなというふうに思っておりますし、それを短期間にとてもできるものではないなと。だから、ある面ではそういうふうな状況を見ながら、そして時代の変化、価値観の変化、そういうことに対して対応をしていって、そしてそういうふうな、今おっしゃるような理想に持っていければというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○4番（北村清美君）

結構前向きな御意見を聞かしていただきました。ありがとうございます。私も冒頭申し上げましたが、一般質問に関しましては、私は本町の未来とビジョンと、それから課題を皆さんと語り合いたいと思いますので、今後の質問もそのような経過になるかと思います。今後ともひとつよろしく願いします。

これで質問を終わります。

○議長（今井泰照君）

以上で、4番 北村清美議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。10時55分から再開いたします。

午前10時41分 休憩

午前10時55分 再開

○議長（今井泰照君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は、10番 川田保則議員。

○10番（川田保則君）

皆さん、こんにちは。4年ぶりの登壇でございます。少々緊張しながら進めたいというふうに思っております。

それでは、通告に従い、質問をいたします。

1、農業政策について。農政空白20年と言われるように、農政に長期停滞感が漂い、改革を待望する空気が政府や経済界の一部にある。こうした中で、久々に農業改革が進み出し、期待が高まった。ただ、その中身は政策としての具体性を欠くという印象がある。激動する農業政策の今後について伺いたいと思います。

(1) 米政策の見直しとして、産地主体需給調整とあるがどのように進められるのか、お伺いしたいと思います。

(2) 農事組合法人制度を今後どのように取り組まれるのかということです。

それから、2、町道南部線の一部に未完成区間があるが、改修の予定はあるか。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

10番 川田議員の御質問にお答えいたします。

まず、農業政策について。農政空白20年と言われるように、農政に長期停滞感が漂い、改革を待望する空気が政府や経済界の一部にある。こうした中で久々に農政改革が動き出し、期待が高まった。ただ、その中身は政策としての具体性を欠くという印象がある。激動する農業政策の今後について伺う。

まず、1、米政策の見直しとして、産地主体需給調整とあるがどのように進めるのか。

(2) 農事組合法人制度を今後どのように取り組むのかという御質問ですが。

米政策の見直しについては、平成25年11月に政府が決定した農林水産業地域の活力創造プランの中に四つの改革として盛り込まれています。その項目を申しますと、一つ目は経営所得安定対策の見直し。二つ目は日本型直接支払制度の創設。三つ目は水田フル活用の推進。そして四つ目が、今回の御質問にあります米の生産調整の見直しというものでございます。

戦後の食糧不足の時代から米の過剰生産の時代を経て、昭和46年から本格的に実施されてきた減反政策による米の生産調整は、紆余曲折を経ながらも約50年間続いてきましたが、このたびの改革によって平成30年度に廃止されることになっており、米政策の歴史的な転機を迎えることになりました。

これまでの米の生産調整は国指導による生産数量目標が県に配分され、その数量がさらに市町へ配分される流れでありましたが、平成30年度からは国指導から県指導に移行され、それぞれ地域の需給に応じて県が示す生産数量の目安をもとに各市町へ配分されることとなります。今後の生産調整の考え方については、これまでの生産調整を継続することを基本に、国からの需給価格情報などを参酌しつつ、県や集荷業者などと連携しながら、計画的な需給調整を図ってまいります。

次に、農事組合法人の今後の取り組みについての御質問ですが、本町における集落営農組織の法人化は、農業経営基盤の強化と所得向上を図る上で避けては通れない課題であったことから、現在では9集落のうち8集落が農事組合法人へ移行され、新たな営農活動が展開されているところですが、法人化に至っていない1集落につきましても、法人移行に向けて環境整備が図られるよう引き続き支援してまいります。

さて、法人が設立されて以来、一、二年が経過しますが、特に複雑多岐にわたる法人経理においては、税理士による会計担当者研修会を定期的で開催し、法人の負担軽減を図っているところです。また、営農活動においては麦・大豆が主流となっていますが、中には水稻や飼料作物、野菜などの作付も共同活動として位置づけられている法人もあり、徐々にではありますが法人経営の意識も深まっているのではと考えます。

米の直接支払交付金も平成30年度から廃止されますが、今後はもうかる水田経営を図る観点から、水田活用直接支払交付金の対象品目である麦・大豆などのさらなる高品質化を目指すために、大豆用の摘心機や排水対策用の溝堀機などが積極的に導入されており、もうかる農業経営意識の醸成が図られているものと確信します。

今後とも県や関係機関などと連携を図りながら、各種支援制度の積極的な活用により法人運営が円滑に推進されますよう最大限の支援に努めてまいります。

次に、2番、町道南部線の一部に未完成区間があるが改修の予定はあるのかという御質問ですが、本町では全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、波佐見町通学路交通安全プログラムを策定して、通学路の安全確保のため、県道からの移管

後、町道南部線交通安全施設等整備工事の事業採択に向けて取り組んできました。

町道南部線志折工区の波佐見温泉から志折交差点までの約660メートル区間については、平成28年度に国の事業採択を受け、一部測量業務を実施しました。平成29年度からは本格的に事業に着手するため、測量設計業務及び用地測量業務を実施して、地元説明会等を開催しながら一部用地交渉に入る予定であります。しかし、国の予算とも大きく関係しますので、最近の内示率の低下から未確定な部分も多くありますが、通学路の早期完成を目指して、国、県に対して予算の確保を図りながら、また地元自治会や地権者、地元関係者の御理解と御協力をいただきながら進めたいと思っています。

○議長（今井泰照君） 川田議員。

○10番（川田保則君）

ありがとうございました。一昨日の日経新聞に載っておりましたけれども、我々がアメリカのトランプ新大統領になってからどうなるのかなというふうな思いをしておりました。それが、アメリカは日本との2国間の自由貿易協定、FTAを進めるような状況でございます。特に農産物と自動車を軸に非常に圧力をかけているような状況でございます。また、環太平洋経済連携協定、TPPも成立しない中ではありますけれども、今後非常に大変なことになるんじゃないかなというふうに思っております。

そこで、そういうことについての町長のお考えをお聞きしたいと思いますけど。

○議長（今井泰照君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（朝長義之君）

国策的な御質問でございますので、なかなか地方においてはその影響がどういうものかというのはなかなかつかみづらい部分もございますが、今後そういった国の動きも注視をしながら進めてまいりたいというようなことを考えておりますが。今のところ、そういった部分が、見えない部分もございますけれども、国内においてはいろんな改革によりまして動きがなされておりますので、御質問にあったような米の政策の見直しとか、そういったものに対応するようにいたしているのが現状でございます。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

異常なトランプ現象ということで、翻弄されているというのが実情じゃないかなというふうに、各国ですね、いろんなことにおいて。どうなるのか、淡々とじっくりと腰を据えて、

そして、我々の来るときには、やはり国がまず対応をどうするかということ。そして、その中から農業だけでなくして、いろんな面においても、だんだん状況が見てきれて、自分たちのところにはこう来るんじゃないかなと、予測ができるか、対応するような状況が生まれるか、そこまでじっくりと待った方がいいんじゃないか。今、我々がどうこうって、全く手の届かないところでございますので、気にはなりますけども、じっと見詰めておきたいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 川田議員。

○10番（川田保則君）

ありがとうございました。波佐見町には直接は影響しないかもしれませんが、おいおいやっぱり来るんじゃないかなというふうに思っております。ありがとうございました。

それでは、米問題でございますので、今までの米の管理制度について少々述べたいと思っております。この管理制度は大正10年、米穀法というのが始まりだそうでございます。そして、昭和17年に食糧管理制度が制定されております。これによりますと、主食の食料生産、流通、消費にわたって政府が介入し、管理するようになったということでございます。その後、戦中戦後は農業生産力は非常に落ち込んで、食糧不足の時代があったようでございます。昭和40年時代になりますと、地力も上がり、米の生産も上昇したという時代が来ております。その後、自主流通米の制度というのが発足されております。先ほどもありましたように、昭和45年ごろから国民の食生活環境が変わりまして、ますます米が余ったというときがありました。そういうときに減反政策が始まって今日まで来たんだらうというふうに思います。

こういう中で、平成25年度に制定された、今までの米政策とはちょっと方向が違う、180度ぐらいの変わり様だなというふうに思うのですけれども、米の自由化とも言われるような新食糧法が制定されております。これは30年度の新米から発足されますけど。この制度の中で、基本となるだらうと思えますけれども、米政策見直し、四つの改革。先ほど町長の答弁の中にもありましたけども、このことについてお願いしたのですが、これは詳しく説明をいただくと時間が非常に要しますので、その四つの改革について、簡単に説明をお願いしたいと思います。

○議長（今井泰照君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（朝長義之君）

それでは、四つの改革について御説明を申し上げたいと思います。

まず、第1点目は経営所得安定対策の見直しについてでございますが、これにつきましては、畑作物、いわゆる麦・大豆の交付金の創設、いわゆるゲタ対策と申しますが、それに対する交付金の創設であったりとか、米が急激に下落した場合に補填をされるナラシ対策と申しますが、この創設がされたということでございます。それと、日本型直接支払制度の創設につきましては、これも御承知のとおり、多面的支払交付金であったり、中山間地の支払交付金、あるいは環境型、保全型の交付金のこの三つの部分が日本型の直接支払制度でございます。

それから、水田フル活用の推進でございますが、議員、御承知のとおり、毎年米の需要が減っておる中で、いわゆる米の作付から米以外の作物に転換をするというような流れでございますので、そういった米以外の作物に対する交付金が創設されたということでございます。

最後に米の生産調整の見直しでございますが、これも平成30年度から、今までは国による生産配分がなされておりますけれども、今後は地域の受給に応じてそういった生産目標を設定をしていくというふうな流れでございますが、基本的には国が関与しないといいますが、いろんな情報を提供をするということで、例えば米の取引価格であったりとか、契約数量であったりとか、そういった情報を今後とも引き続き流しながらやっていくという方向性は出ておりますので、そういった情報を取り入れながら、県、市のほうでそういった配分がなされていくというような内容でございます。

以上です。

○議長（今井泰照君） 川田議員。

○10番（川田保則君）

ありがとうございました。そうしますと、この国、県からの割り当てはないといいますが、ね、そういうことになるのだらうと思うのでけれども。要するに、これからは米が、うまい米、あるいはうまくて安い、あるいはブランド、高いものというのが生産が増えていくんじゃないかなというふうな思いがします。そうしますと、売れないところは売れないというふうなやり方になりはしないかなという思いがするんです。

そういうことで、国が関与しないと言いつつも、そういうことを取り締まる方法というのが何かあるのかですね。今までは減反しなかったら、ペナルティーなり何かあったと思うのですけれども、そういうのがこの新しい制度の中で考えてあるのかどうかですね。そこら辺を聞きたいと思います。

○議長（今井泰照君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（朝長義之君）

特に配分を超えて作付をするというような場合のペナルティーとか、そういったものは特に考えておられないということなんですけれども、長崎県の米は基本的に高い価格で推移をしております。全国的にもそういう平均数値よりも高い価格で取引をされているという状況で、米も不足をしているというような声も聞いたりしておりますので、よほど過剰生産をしない限りは、長崎県産の米は順調に販売が可能だろうというような見通しをJA関係者の皆さん方とは話をやっているところでございます。

○議長（今井泰照君） 川田議員。

○10番（川田保則君）

おっしゃるとおりだと思いますけれども、要するに先で縛りがなくなったときに、やっぱりうまい米、安い米というのが出回るだろうというふうに思うのですね。そのときに、やっぱり長崎県にしてもおいしいお米が、そういうのが大きく出回ったときに非常に生産が落ちるんじゃないかなというふうな思いがするんで、そこに何か縛りみたいなのがないと、やっぱりうまくいかないんじゃないかなというふうな思いがしますんですけれども、今のところはそういうことは考えていないという制度ということですかね。そういう制度はないということでございます。

それでは、今まで、29年産までは、そういう県とか国の指導のもとでこうあって、恐らくペナルティーがあったと思うんです。今までの中で、この波佐見町の中、町内の中で、そういうのが現実にあったものかどうか。もし答弁ができれば、その辺をお願いします。

○議長（今井泰照君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（朝長義之君）

その辺のペナルティーがあったかどうかは、私も承知はいたしておりませんが、要するに過剰生産になれば自然と価格が下落をしますんで、その辺は生産者の方にまた返ってくるということで、しっかり配分計画に沿ってやる必要があるだろうと思います。

○議長（今井泰照君） 川田議員。

○10番（川田保則君）

おっしゃるとおりですけれども、やっぱり有名ブランドがこの米世界に入ってくるんじゃないかなという、そういう心配をするわけですね。ですから、そこの、おっしゃるように県

内だけで規制ができるとやったらそれが一番いいんでしょうけれども、そういうふうにはならないということですかね。

次の②ですけれども、この法人制度についてでございます。先ほどありましたように、9集落で8法人、まだ法人に一つがなっていないということでございますけれども、これですね、今後、あとどういうふうに法人の数が増えるというような、そういう予定があるのかどうかですね。

○議長（今井泰照君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（朝長義之君）

法人が増えるかどうかということですが、町長が申しましたように、9集落のうち8集落が今、法人化をされております。もう一つ、組合のまま、現状は組合のままで活動されているということですが、今後におきましても、町としましては、法人化に向けていろいろな支援をしてまいりたいというふうに考えておりますので、増えたにしても、あと1法人なのかなというふうに考えております。

○議長（今井泰照君） 川田議員。

○10番（川田保則君）

先ほどありましたように、その法人の形態としては、麦・大豆、野菜というようなことでございましょうけれども、その法人が始まって2年目ですかね。1年のものもありませんけれども、そういう法人の中の経営的にはどういうふうな状態なのか。赤字、黒字とあるんでしょうけど、現在のところはどういう状況なんですかね。

○議長（今井泰照君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（朝長義之君）

法人の経営状態についての御質問ですが、これまで組合で活動されてきたときと同じように、これは農業についてはいろんな交付金、補助金を受けながら経営をしないと当然赤字ということになりますが、米・大豆等に交付されます交付金等が入っておりますので、そういう赤字の状態にはなっていないというのが現状でございます。

○議長（今井泰照君） 川田議員。

○10番（川田保則君）

今のところは補助金等で赤字になっていないということになりますけど、これは私が思うには、永遠と補助金があるとは限らんと思われますね。そういうふうになったときに法人と

しての経営を順調にやらないかんとでしようけども、その米麦、あるいは大豆中心の法人で将来やっていけるのかなというふうな思いがします。ここ波佐見町は施設園芸というのが非常に他の町に比べて少ないというのが現状でありますので、そういうふうな将来のことを考えて、1法人、1ハウス施設というふうな形で、この施設園芸を考えた法人体系にすべきじゃないかなというふうに思うんですけども、そういう考えはあるんでしょうかね。

○議長（今井泰照君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（朝長義之君）

農業もやるからにはもうかる必要がございますので、そういった一つの方策として施設園芸、ハウスを活用しての営農活動は十分考えられるものと思いますけれども、御承知のとおり、今、田ノ頭地区で、駄野地区と申しますけれども、65ヘクタールの基盤整備の計画が進められております。その中でも12ヘクタールぐらいは畑地で活用したいというような動きもございます。今のところハウスを建設する予定はございませんが、今後はそういうハウス、園芸栽培を取り入れるのも一つの手法だと思っておりますので、米、麦、大豆にかわって、やはり収益を上げるという観点から考えれば、ハウス物を作付をして収益を上げるという方向がベターだろうなというふうに考えております。

○議長（今井泰照君） 川田議員。

○10番（川田保則君）

そういう予定、目標で動いていただきたいんですけども、つくるとすれば、ちっちゃなハウスじゃなく、がっしりした強固なハウスをつくって、経営の安定につなげていただきたいというふうに思っております。

最後になりますけれども、2の南部線につきましては、今度の29年度の予算の中に計上されておりましたので、本当によかったと思っております。これが何年ぐらいの計画で、そして、どのくらいの予算なのか、お聞かせ願えれば。

○議長（今井泰照君） 建設課長。

○建設課長（吉田耕治君）

今回、南部線の計画をいたしております志折工区につきましてでございますけれども、社会資本整備の交付金の計画によりますと、一応5年ピッチで計画を立てていくようになっております。ただ、終了しないと、それに基づいて1年ずつプラスをして、また計画を延ばしていくというような格好になりますけれども、およそ七、八年かかるのではないかと、予算

のつきぐあいでしょうけどね。その程度をちょっと見込んでおきます。

まだ今のところ総体的な計画を入れていない段階で事業費の算出はちょっとどうかと思うのですが、沿線に約12軒ほど補償物件がございます。その中が全部かかるわけではございませんけれども、ある程度やっぱりかかってくるでしょうから、片方が河川側になるものですから、当然河川にはかけていけませんので、そういった計画になるかと思えますけれども、大体、およそでよろしいでしょうかね。4億程度かかるんじゃないかなと思っております。これは概略の概算で話をさせていただいておりますので、実際、本年度、29年度で測量設計がある程度終われば、調査が終われば、そういった具体的な金額が算出できるのではないかなと思っております。

以上です。

○議長（今井泰照君） 川田議員。

○10番（川田保則君）

あそこは子供の通学路に将来なるところでございますので、7年、8年と言わずに、なるべく予算を獲得していただいて、早い時期に完成を目指したいと思っております。

以上で終わります。

○議長（今井泰照君）

以上で、10番 川田保則議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。午後1時より再開いたします。

午前11時28分 休憩

午後1時 再開

○議長（今井泰照君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は、9番 尾上和孝議員。

○9番（尾上和孝君）

皆さん、こんにちは。

早速ですが、通告どおり質問いたします。

1、医療用ウィッグ購入補助金について。

現在、死因の3分の1ががんで亡くなられていると言われております。がんと闘うには、当

人はもちろん、家族も精神的、経済的にも大きな負担になります。抗がん剤治療においては、手足のしびれ、吐き気、食欲不振、倦怠感など、さまざまな副作用を伴います。特に女性にとって脱毛は精神的にもかなりのショックがあり、深刻な悩みの一因でもあります。ウィッグをつけることによって人前に出ることも前向きになれることから、医療用ウィッグ購入費の助成金制度を設けられませんか。

2、婚活・移住・定住促進対策について。

平成29年1月末現在、波佐見町の人口は1万5,000人を切り、1万4,972人になっています。2月に関しましては、1万4,975人、1月からしたら3人ほど増えております。しかし、全国的に見ても人口減少傾向にあります。今後、婚活・移住・定住促進対策について、どのような企画がえられるのか。また、老後も見据えた中で、安心して住めるまちづくりも定住につながると思っております。考えを問います。

以上、壇上より質問を終わります。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

9番 尾上議員の御質問にお答えいたします。

まず、医療用ウィッグ購入補助金について。現在、死因の3分の1ががんで亡くなられていると言われている。がんと闘うには、当人はもちろん、家族も精神的、経済的にも大きな負担になる。抗がん剤治療においては、手足の疲れ、吐き気、食欲不振、倦怠感など、さまざまな副作用を伴います。特に女性にとって脱毛は精神的にもかなりのショックがあり、深刻な悩みの一因でもある。ウィッグをつけることによって、人前に出るのも前向きになることから、医療用ウィッグ購入費の助成金制度は設けられないかという御質問ですが。

本町においてもがんは死亡原因の第1位となっていて、死亡者数の約30%を占めています。がんの治療では三大治療法として、手術、抗がん剤治療、放射線治療があります。このうち抗がん剤治療においては、がん細胞に作用するだけではなく、正常な細胞にも影響を与えてしまうようです。この際、正常な細胞が毛根細胞である場合に抗がん剤による脱毛が起こると言われています。確かに抗がん剤治療によって脱毛してしまった方、特に女性の方にとっては精神的負担は大きいものがあるかと思われまます。

がん患者医療用ウィッグ購入費に対する助成については全国的な広がりはありませんが、複数の県、市町で実施されているようです。今後は他団体の助成の状況を調査しながら検討

していきたいと思えます。

次に、婚活・移住・定住促進対策について。平成29年1月末現在、波佐見町の人口は1万5,000人を切り、1万4,972人となった。全国的に見ても人口減少傾向にあるが、今後、婚活・移住・定住促進対策についてどのような企画があるのか。老後を見据えた中で、安心して住めるまちづくりも定住につながると思うが、考えを問うという御質問ですが。

本町にかかわらず人口減少は、地域の経済産業活動の縮小と雇用機会の減少、生活関連サービスの縮小、さらには地域コミュニティの機能低下へとつながり、さらなる人口減少を招きかねません。また、地方財政にも大きな影響を及ぼし、経済産業活動の縮小によって税収入は減少する一方で、高齢化の進行から社会保障費の増加が見込まれており、厳しくなる地方財政では一部行政サービスの抑制などが生じることも考えられ、結果として生活利便性が低下することになります。

このようなことから、まち・ひと・しごと創生総合戦略の本格的な推進に向け、少しでも県内人口の減少を防ぐために、県と連携しながらさまざまな対策を講じているところであります。

まず、婚活については、平成28年秋に長崎県婚活サポートセンターが運営する会員登録制のマッチングシステム、お見合いシステムに各市町も参加し、システムのPRや登録者募集などを行っており、平成30年度には各市町に移管される予定です。また、新年度においても町独自で婚活イベントの委託や助成を行い、より多くの出会いの場や機会をつくり出すこととしています。

次に、移住、定住に関しては、長崎県への人の流れを加速し、地域に必要な人材を確保するため、県、市町協働型のながさき移住サポートセンターを昨年4月に立ち上げ、相談から移住、定住までワンストップで移住者を支援するとともに、移住促進につながる連携事業を展開しております。

また、町では定住奨励金や空き家活用促進事業、空き工房改修事業などの事業を引き続き行うほか、昨年11月から始めました結婚新生活支援事業も支給額をアップした取り組みを予定しています。

さらに、国の補助金を活用した空き家再生等推進事業により、一定要件を満たした空き家用地を移住、定住者用の宅地として確保し、最終的には整備、分譲を予定しています。

また、4番 北村議員の御質問にお答えしましたが、空き家バンク、空き工房バンクへの

登録物件の充実を図り、移住の前提条件である住居や職場の確保に努めていく所存です。

老後も安心して住めるまちづくりが定住につながるのではとの御意見には全くそのとおりであると思います。そのための取り組みも種々進めているところではありますが、今後さらにもどのような施策が有効なのか、各方面からの御意見を参考にして検討を進めてまいりたいと思います。

○議長（今井泰照君） 尾上議員。

○9番（尾上和孝君）

まずは、婚活に関しましての再質問をさせていただきます。

まず、平成27年、婚活に対してのある答弁がございました。その中に、長崎県のほうであります。婚活サポーター「縁結び隊」というのがありましたが、これは先ほど町長がおっしゃったのがこれの分でしょうか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

町長が答弁申しましたのは、お見合いシステムの導入ということで御報告をさせていただいたところでございます。

○議長（今井泰照君） 尾上議員。

○9番（尾上和孝君）

それでは、多分別物ということで認識いたします。

それでは、平成28年度秋にお見合いシステムというのをつくられたそうなんです、これは会員登録ということで、現在その会員数など、わかれましたら教えてください。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

現在、799人、県内で登録されておるということでございます。

○議長（今井泰照君） 尾上議員。

○9番（尾上和孝君）

男女の比率とか、あと、本町での会員の登録の状況とか、そこあたりは把握なさっていないでしょうか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

そこまでの詳細なデータは現在手持ちではございません。

○議長（今井泰照君） 尾上議員。

○9番（尾上和孝君）

もし後だってわかったら教えていただきたいと思います。

それと、現在波佐見町では、商工会さんを通じて恋活イベントとか、ありますよね。そこあたりの今のところの成果とか、それと、以前に県のほうでもあっています婚活サポーターも、縁結び隊とか、いろいろ盛り上げるということでいろいろ企画があっているみたいですが、その事業の成果というのはどうなっていますでしょうか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

本町では、町単独事業といたしまして、商工会の青年部に補助いたしまして、婚活イベントを開催して、報告では数件のカップルが生まれたということは聞いておりますが、それが成功につながったということまではちょっと聞いてはおりません。また、県におきますめぐりあい事業等ですね。そういったイベントにつきましての成果といたしますか、先ほどのお見合いシステムでの成果で申しますと、67組のお見合いがあつて、現在18組のつき合いが進行しているという情報だけはいただいております。

○議長（今井泰照君） 尾上議員。

○9番（尾上和孝君）

これも出会いというのも、御縁の分がありますので、なかなか先に進まないとは思いますが、本当こういった機会もいろいろ皆さんお使いいただいて、恋活、婚活のほうも進めていただきたいと思いますと思います。

それと、今年度の予算の中に新婚新生活支援事業補助金というのがございました。先ほどの御説明から、ちょっと値段が、値段というか金額が上がりましたよということだったので、この説明をもう一度お願いいたします。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

本町に移住をされた若いといいますか、新婚生活に対して、お二人の所得が一定基準以下である場合に対して支援をすると、給付を行うという事業でございます。済みません、今手元に金額等ありません。後に報告させていただきたいというふうに思います。

○議長（今井泰照君） 尾上議員。

○9番（尾上和孝君）

じゃあ、その件につきましては後でお知らせください。

続きまして、今、もう移住、定住の話にちょっと入りましたので、移住、定住のほうに移りたいと思います。移住、定住で、現在、お試し住宅というのを本町ではやられていると思いますが、この中、現在の利用状況あたりがわかれば教えてください。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

お試し住宅につきましては、現在2件ほどの御利用がございましたけれども、最近はちょっとお申し込みがあっていないという状況でございます。

それから、先ほど答弁漏れとなっておりました結婚新生活支援事業につきましては、大体そういったカップルに対して24万円の支給額を予定しておりまして、大体年予算としては12組相当を計上しているところでございます。

○議長（今井泰照君） 尾上議員。

○9番（尾上和孝君）

お試し住宅、これは本当にいい企画だなと思いました。まず、そこに本当に住んでみて、これは自分に合うか合わないか。これもやっぱり肌で感じて、目で感じてしなければならないということでもいいなと。私はもう少し利用があるのかなと思っていましたが、なかなかやっぱり難しいのかなというのを感じております。

それで、この貸付料というのが、ちょっと私、表のほうを持っているのですが、8日から30日まで、1日当たりの金額は500円ということで決まっております。ということは、30日まで借りたとして、1万5,000円となるわけですが、これは、まだ次の人が借りていらっしやらなかったら、再申請したら、また日にちを延ばすこととかできたんでしょうか。この企画としましては。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

大原則といたしましては、多くの利用をしていただきたいということでございますので、延長は認めていないというところでございますけれども、場合によっては、ケース・バイ・ケースでの対応をしていきたいというふうに思いますが、原則は1カ月までということでご

ざいます。

○議長（今井泰照君） 尾上議員。

○9番（尾上和孝君）

はい、わかりました。一応原則として1月間というか、30日までということで認識します。

それと、これをされた後に、使われた方が、やっぱり、多分アンケートとかをとられていると思いますが、そこあたりのそのアンケート結果を教えてください。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

お試しをされる方の、今まで住まれていた環境でもかなり違うと思うのですが、ある方は、来られて、入ってすぐムカデが出たということで、もう住めないということで、もう二、三日で、大分予約はされていたんですけど、住めないということで出て行かれた。それも田舎のだいたいご味かなというふうには思いますけれども、そういったこともございまして。あとはほとんどの什器といたしますか、生活用具をそろえておりますので、一人の方については十分満足されていたのかなというふうな感想を持っております。

それから、済みません、先ほどの御質問の中で男女比ですけども、登録数ですね。男性が48.8%、女性が51.2、ほとんど半々というぐあい、それから、町内の登録者は9人になっているようでございます。これは男女比がちょっとわからないということでございます。

○議長（今井泰照君） 尾上議員。

○9番（尾上和孝君）

わかりました。そしたら、次、空き家活用の中で、空き家バンク、空き工房バンクについてちょっと御質問いたします。

現在、空き家バンクが多分、私、ネットで見たら、15軒ほどありました。これで契約中が3軒、協議中が2軒、空き工房バンク、これが13軒中、契約中が2軒、協議中が1軒、案内不可というのが2軒あります。この案内不可というのはどういうことでしょうか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

これは一応掲載はしたのですが、その後、所有者の方から取り下げのちょっと意向がございまして、現在は実際に登録できているのは11軒でございます。空き家バンクにつきましてですね。空き工房バンクにつきましては11軒でございます。それから、空き家バンクに

つきましても最大で17軒ございましたけれども、その後、個人的に売買したいということでの登録の取り下げだとかいうことで、現状では13軒の登録ということになっております。

○議長（今井泰照君） 尾上議員。

○9番（尾上和孝君）

先日も新聞のほうに食品サンプル屋さんが契約されて、新聞に載っていらっしゃいました。それを見たら、ああ、よかったという気持ちで、本当、私も喜んでおります。

先ほど、同僚議員がちょっと質問された中でも、物件登録が進んでいないと。物件の掘り起こしが必要ということで、町長のほうもちょっとその御答弁をなさいましたが、この方法として、どのような方法があるのか。そこあたりはどうお考えなのか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

一番根本は所有者の御意向でございますので、本町にいらっしゃる場合については直接お尋ねすることができるのですが、何分、遠方に住まれている方についてはそのような方法ができませんので、郵送によりましてアンケート、当然ながら返信用封筒を入れながらですね。現在、昨年の場合、80件送付して返ってくるのが7件と、非常に、返信用封筒も入れているのですが、返事が返ってこない。そこら辺の取り組みについてはどうしていいのか、ちょっと、なかなか悩ましいところでございますけれども、今後も地道に、逆に言えばしつこく、そういったことを繰り返していけば、もう少し意識の展開ができるのかなというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 尾上議員。

○9番（尾上和孝君）

それでは、定住に関して、またちょっと質問したいと思います。やっぱり人口増は、場所場所によっては、町の施策で幾分かはちょっとできるんじゃないかなという考えがあります。というのは、やっぱり東地区の人口減というのが本当深刻でありまして、東地区の人口増に向けての対策というのは何か考えていらっしゃいますか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

担当課としましては、その地区別に対策を講じるということはしておりませんが、そういった高齢化率が、先ほども答弁いたしました、高齢化率が高いところ、あるいは人

口が少ないところ、そういった地区に対しては各種補助金の率をアップして、他地域と差を設けるとかいうことで対処しているところでございます。

○議長（今井泰照君） 尾上議員。

○9番（尾上和孝君）

今、子供たちの数というのはやっぱり気になるですね。今、東小学校の今度の新入学生、この辺の推移は現在どうなっていますでしょうか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

平成29年度の波佐見町の東小学校の新1年生でございますが、23名でございます。

以上です。

○議長（今井泰照君） 尾上議員。

○9番（尾上和孝君）

地区別ではわかりますか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

新年度の入学者の地区別の人数でございます。まず、中尾地区2名、三股地区ゼロ名、永尾地区2名、小樽地区1名、野々川地区3名、湯無田地区15名、計23名でございます。

○議長（今井泰照君） 尾上議員。

○9番（尾上和孝君）

先ほど、私がそこの地区の増は町の施策で幾分かできるという話をさせていただきましたが。というのは、今度、小樽郷の小石原団地が建て替わります。そこに新婚さんや小さい子供たちがいる家庭に特化して住宅の増設、これができないだろうかと思えます。そこあたりの町の考えをお願いします。

○議長（今井泰照君） 建設課長。

○建設課長（吉田耕治君）

小樽団地につきましては、当然今ある既設の住宅を改修を、建て替えを行うということでございますけれども、実は敷地もやっぱり限られておりますので、その分に見合ったところで計画をしていくということで、現段階では今ある戸数をそのままということで計画を今しているところでございます。

○議長（今井泰照君） 尾上議員。

○9番（尾上和孝君）

人口を増やすためにも一つやっぱり考えていただきたいのは、先ほど言いましたように、住宅の戸数を増やすということは、一番そこあたりの人口増になって、つながっていくんじゃないかなと思っております。また今後考えていっていただきたいなと思います。

それと、常々町長は、波佐見町の人口増のためには雇用する場所が必要と。だから企業誘致も力を入れていらっしゃいましたね。波佐見工業団地も、このほど幸運トラック株式会社との誘致の話も決まり、多分ほっとされていることと思いますが、今後、人口増のため、移住、定住を増やすため、今後企業誘致をどう進めていけますか。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

企業誘致ということですけども、まず、今ある残り1.2ヘクタール、町営工業団地がありますので、そこに優良な雇用が生まれるような企業誘致に向けて、今、県の産業振興財団とも連携しながら鋭意誘致活動を進めていく考えであります。

○議長（今井泰照君） 尾上議員。

○9番（尾上和孝君）

本当、移住、定住にはそこにやっぱり仕事というか、やっぱりそこは必要だと思うんですよ。現在、本町でもなかなか人が足らなくて大変ということでよくお聞きしております。ハローワーク以外の求人情報の掘り出しあたりも多分必要かと思いますが、あと、どういった方法で人を集めることができるのかなと思うんですが。この移住、定住でそこに住んでもらうためには、やっぱりそこにつながるかと思いますが、そこあたり、もしありましたら。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

御質問を裏返せば、仕事はあるが人は集まらないということは、逆に移住の大前提である住まいと、それから職。職は逆に言えばあるということでしょうから、いかにその魅力ある職場に持っていくかという、そういった支援策を町としても幾らか何か考えんといかないといけないと思いますけれども、本来は企業様の努力によって、そこら辺の事業に対する職場環境の改善であったり、あるいは処遇改善であったりということを促しながら、町とともに

そういった雇用の場の確保に努めていきたいというふうに思います。

○議長（今井泰照君） 尾上議員。

○9番（尾上和孝君）

今後、後期高齢者の増加に伴い、増えることが予想されると思います認知症の対策が、私の通告にありました、老後を見据えた中で安心して住めるまちづくり、これにつながると考えておりますが。今、波佐見町で、この認知症に対してのいろんな取り組みをされていると思います。その中に認知症初期集中支援チームというのが設置されるということで書いてありますが、この説明をお願いいたします。

○議長（今井泰照君） 健康推進課長。

○健康推進課長（楠本和弘君）

お尋ねの認知症の初期集中支援チームにつきましては、まだ認知症の初期段階なり、何かそういう兆候があるような方を対象に、本人を含めた家族の方、そういった人たちを支援するチームでございまして、これにつきましては、医療と介護の専門職ということで、うちの地域包括支援センターが担うことになろうかと思っておりますけども、そこの保健師、看護師、それから社会福祉士がおりますので、そのメンバーと、あとは専門医ということで認知症の専門の先生ということで入っていただくように考えております。東彼杵郡の中には今のところ本町の3名の方のみということでございますが、専門医の方はですね。3名のみなんですけども、その方たちに御協力いただいて、この認知症初期集中支援チームというのを構成してフォローをしていきたいというふうにしたいと思っております。期間的には、集中ということで、6カ月程度でというふうなことを考えております。

○議長（今井泰照君） 尾上議員。

○9番（尾上和孝君）

本町にも認知症カフェというのがありますが、そこあたりは、課長、御存知ですか。

○議長（今井泰照君） 健康推進課長。

○健康推進課長（楠本和弘君）

認知症カフェにつきましては、まず、発起されたのが、介護支援のケアマネジャーの方が独自にカフェを立ち上げられまして、今、月に1回ほど、そういった方たちに、その兆候のある方、家庭に呼びかけて、家族を含めまして3人から5名ほどの参加がっておりますけども、そういった人たちと色々な悩みとか状況とかを聞きながら、こういった感じで接し

てくださいとか、こういった話を聞くだけでも、そういった人たちにとっては一番いいことですので、認知症についての理解を深めていただくというようなことも含めて認知症カフェについては行っております。

現在、町の支援措置というのが特にありませんけども、そのときのお茶菓子程度は町から出しております。また、独自に参加者から、担当のほうから聞いておりますのは、それぞれ200円ほど出し合って、チラシの印刷なんかも自分たちでやっているということで、今後その辺の支援も必要かなというふうに考えているところです。

○議長（今井泰照君） 尾上議員。

○9番（尾上和孝君）

確かに参加費が200円ということで、コーヒーとかお茶とか、お菓子つきで、月1回やっております。本当、認知症というのは、ちょっと患者も大変なんですけど、家族も本当、大変だと思うんですね。やっぱり認知症になったら、外出先のいろいろ失敗あたりでも家を出なくなるとか、本当によく聞きます。そこあたりも、今後支援とかも含めまして、いろいろ検討していただきたいなと思います。

続きまして、医療用のウイッグ購入補助金につきましてです。現在、本町における乳がん検診、子宮がん検診、ここあたりの計をお願いします。

○議長（今井泰照君） 健康推進課長。

○健康推進課長（楠本和弘君）

検診の状況ということでありますけれども、まず、28年度の数字がもう出ておりますので、申し上げたいと思っております。子宮がん検診につきましては、実施者数としましては、これは済みません、2月請求分まででございますけども、856名で、要精密検査と言われた方が13名いらっしゃいます。うち13名ですね。1.5%。それから乳がん検診につきましても、これも2月請求分までということでございますが、1月末までということで考えていただいて、669名の方のうち要精密となられた方は40名ということで、こちらのほうは6%ということでございます。その後の経過につきましては、また今後のことになるかと思えます。

以上です。

○議長（今井泰照君） 尾上議員。

○9番（尾上和孝君）

27年度のやつは、私、ちょっと持っていたので、その資料から比べましても、やっぱり増

えていますですね。ということは、本当、今後ちょっとどうなるのかなという心配もありますが。確かに、今、本当、乳がんとかいろいろございますが、今回の抗がん剤の治療による脱毛ですね。これは本当、患者にとって精神的及び経済的にも大変負担となるんですね。本当、家に黙っている人もそうなんです、また、それから社会復帰しようということで、外に働かれに行かれる方、その方たちもやっぱり帽子だけではどうにもならないと。そうした場合に、やっぱり医療用ウィッグをつけて外に出ることによって生きがいも感じたり、外に出る勇気も出てくるわけなんです。そういうところを踏まえた中でも、今後また御検討いただけないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（今井泰照君） 健康推進課長。

○健康推進課長（楠本和弘君）

先ほど、町長の答弁にもありましたように、全国的にもまだまだ多くのところが実施しているということではございません。一番先進的には、東北のほうの山形県のほうが一番広くやられている市町も、県をはじめ、市町が取り組んでいるというような状況があるようですが、全体的には東日本のほうで取り組まれるところが多いようです。近くでは佐賀の伊万里市のほうも取り組まれているというような状況もあるようです。そういった状況を再度調査をいたしまして検討をしていきたいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 尾上議員。

○9番（尾上和孝君）

一応私が調べたところでは、助成金制度は、現在、山形県、鳥取県、さらに全国の45の市町村で実施されております。近場では、先ほど課長から答弁いただきました佐賀県の伊万里市、それとみやき町が助成金を出していらっしゃる。今、隣の嬉野町のほうでもちょっと検討したいというようなことで話が進んでおります。

今、ウィッグもいろいろありまして、10万円以下、5万円以下、それと本当の二、三十万円から、いいのは100万ぐらいするものもありますが、私がちょっと補助体制で考えているのは、もう高いやつはお金を持つとらすけんがいいのかなと。しかし、低所得者の方とか、所得制限を設けて、そこにするという考えなんです。というのは、やっぱり上を見たら本当に限りないんですね。ウィッグあたりのですね。しかし、外に出て、本当、前向きに行くよということを考えればどうにかならないのかなと思いますが、そこあたりの考えをもう一度お願いいたします。

○議長（今井泰照君） 健康推進課長。

○健康推進課長（楠本和弘君）

議員もおっしゃるように上を見れば切りがないということですが、全国的に見ますと、助成のやり方としまして、購入額の2分の1の、そして限度額を設けているということで、限度額につきましては1万円から3万円、それぞれの市町によって異なりますけれども、平均しますと2万円程度の助成をしているというのが、私の調べたところではそういった形だと思っております。そういったところも含めて、今後、再度同じような答弁になりますけれども、検討していきたいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 尾上議員。

○9番（尾上和孝君）

私的には、この医療用ウィッグの補助金、これは広がりを見せているんじゃないかなと思っております。女性はウィッグをつけることにより表情も明るくなります。本当に抗がん剤の副作用で脱毛に困っていらっしゃる女性の皆さんの心のこもった、少しでも価値のある助成金になると私は信じております。今後ともこの件に関しましては御検討を願いたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（今井泰照君）

以上で、9番 尾上和孝議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。1時55分より再開いたします。

午後1時40分 休憩

午後1時55分 再開

○議長（今井泰照君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は、3番 三石孝議員。

○3番（三石 孝君）

皆さん、こんにちは。

私は去る3月15日、今年度補正予算（第5号）で継続費2億4,972万円が廃止されましたが、執行部とされましては十分検討を行い、精査の上、時期を見て再度提出の方針を示して

おられますので、従前の予算の範囲内における内容について、通告に従いまして質問させていただきます。

一つ、歴史文化交流館（仮称）について。

- (1) 物件取得の経緯の詳細はどうだったのでしょうか。
- (2) 建設検討委員会の役割は。
- (3) 取得経費の内訳と償還の計画はどうなっていますか。
- (4) ランニングコストをどのように考えていらっしゃいますか。
- (5) 費用対効果を十分に検討されましたか。
- (6) 町民の理解は得られているのでしょうか。

以上、壇上にて質問を行います。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（岩永聖哉君）

三石孝議員の御質問にお答えをいたします。

歴史文化交流館（仮称）について。

(1) 物件取得の経緯の詳細は。(2) 建設検討委員会の役割は。(3) 取得経費の内訳と償還の計画はどうなっているか。(4) ランニングコストをどのように考えているか。(5) 費用対効果を十分検討したか。(6) 町民の理解は得られているのかという御質問でございますが。

歴史文化交流館（仮称）は本町に有する貴重な歴史文化遺産を保存、公開し、町民や子供たちが歴史や文化を学ぶ教育の場としてその必要性は高く、本町の歴史的な価値を高める施設であります。また、町内外の多くの方々に本町の歴史文化を発信する拠点としても重要な役割を果たし、交流人口の拡大にも大きく寄与するものと思います。

一方、文化財行政を担う教育委員会分室については、まもなく築50年を迎え、これまで大規模な改修を行っていないことから老朽化が激しく、歴史文化交流館（仮称）の整備にあわせ事務所を集約することとしています。

そこで、1点目の物件取得の経緯の詳細についてですが、この歴史文化交流館（仮称）については、以前から波佐見町史談会をはじめ、文化協会や多くの町民から建設の要望が上がっており、平成25年度に策定した第5次波佐見町総合計画について歴史資料館の建設を掲げたところです。

一方、議会においても一般質問等でさまざまな御意見、御提言をいただき、また、議会総務文教委員会からも、平成26年8月1日に八女市岩戸山歴史文化交流館（仮称）を調査された結果に基づき、先人たちの残した財産や寄贈品を内外に広く公開、展示する歴史資料館建設の必要性を御提示いただいたことなどを受けて検討を重ねてまいりました。

しかしながら、建設には一定規模の用地が必要の上、立地条件も考慮しなければならないこともあり、具体的な計画が思うように進んでいませんでした。

このような中、平成26年の年末に、町民の方から今回の物件に係る情報提供があり、関係者を通じ情報収集をしたところ、町への売却意向があることがわかりましたので、古民家などを修復する専門の業者に依頼し、調査したところ、瓦の品質不良に起因する雨漏りが発生しているものの、建物躯体には影響がなく、また、他に余り類を見ない大規模民家で、建物の意匠等に趣があり、さらには敷地が広く、東側中庭に収蔵庫等も建設でき、歴史資料館として利活用可能との内容でありました。

これらを踏まえ、所有者の方と交渉を行い、平成27年4月に合意ができましたので、同年6月に取得予算を計上の上、9月に取得議案を上程し、議決後、平成27年12月に所有権移転登記が完了し、現在に至っています。

2点目の建設検討委員会の役割についてですが、当委員会では、施設計画に関すること、資料の収集、整理及び保管に関すること、展示計画に関すること、管理運営に関すること、その他会館に必要な事項を検討することを役割としています。

委員会の構成は、学識経験者4名、地元自治会長や公募委員2名を含む町民代表者の7名、計11名からなっており、そのほか、アドバイザーとして町関係課長ほか5名に設計業者数名を加え、検討を重ねています。

これまで6回の検討会を開催しており、基本構想の協議、施設配置、展示内容、運営の方法について検討を重ね、その内容に基づき実施計画を行っているところです。

3点目の取得経費の内訳と償還の計画についてですが、取得経費は3,350万円で、内訳については、90%に当たる3,010万円を起債による借り入れ、残り10%に当たる340万円を一般財源で措置しています。償還については20年償還とし、うち2年を据え置き期間とすることで借り入れを行っています。

4点目のランニングコストについてですが、これから運用について確定することから、試算の段階でございますが、最も費用が発生する光熱水費は、展示に係る電気代、年間200万

円程度、事務所や収蔵庫に係る電気代、年間50万円程度、これに水道料などを加え、全体では年間300万円程度を想定しています。

また、運営体制については、一般職員1名、学芸員2名、臨時職員1名にて行うこととしています。

5点目の費用対効果を十分検討したかについてですが、波佐見町にはこれまで積み重ねてきた歴史、文化の研究成果や貴重な古文書、発掘した文化財を内外に公開する施設や子供たちをはじめとする町民の方々が学ぶ施設がありません。これは文化財の活用の面から大きな損失であり、本町の歴史文化を発信する観点からも大きなマイナス面だと考えています。

一方、歴史文化は有形無形の財産であり、学術的かつ適切に将来に保存継承することで初めて町民のかけがえのない財産になるものと考えています。

したがいまして、歴史文化交流館（仮称）を整備することによって、文化財の利活用、教育、情報発信、保存継承などが可能となりますので、大きな効果が期待できると考えております。

また、整備に当たっては、既存民家を購入し、利活用することで、新たに土地を求め、土地の造成を行い、同規模で新築を行うよりは少ない費用で整備できるものと考えています。

6点目の町民の理解は得られているかについてですが、この歴史資料館の整備方針については、さきに申しあげましたとおり、平成25年度に策定した町の基本構想、基本計画時に町民の各層の代表による振興計画審議会の審議を経た上で議会の同意を得たところであります。また、計画自体については、昨年4月に全世帯に配付しています波佐見まちづくり計画にてお伝えしていますし、昨年開催いたしました町政報告会でも説明してきたところでございます。

さらに、先ほど申しあげました建設検討委員会には、広く公募を行い、地元自治会長、窯業関係者やまちづくり関係者にも御参画いただき、御検討いただいているところでございます。今後、この検討委員会の検討状況を見て、町広報誌で特集を組み、計画内容をお知らせしたいと考えているところでございます。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○3番（三石 孝君）

ありがとうございました。

まず、初めに一瀬町長におかれましては、去る1月の12日に副町長、課長2名、係長1名

と同行され、村木郷にあります産業廃棄物中間処理施設に早速調査に赴いていただきましてまことにありがとうございました。その後、議会の産業厚生委員会も2月に調査を行いました。行政のトップの訪問とあって、おかげで効果も著しく、瓦れきの搬出も残り40%ぐらいとなりました。このことにつきまして改めて感謝申し上げますとともに、今後とも町長のスケジュールが整いましたら、再度の御訪問を切にお願い申し上げます。

さて、本題に入りますが、本案件は質問の項目がそれぞれに関連し合っておりますので、途中、前後する場合がございます。先にお断りを申し上げておきますので、よろしく願いいたします。

まず、第1番目の物件の取得の経緯の詳細につきましては、先ほど教育長のほうから御丁寧な御説明がございました。12月に物件の情報を入手したというふうなことから始まったという御案内がございました。価格についても3,350万の金額と思いますが、実際、私もこの流れに関しては調査をいたしまして、それぞれ12月にそういうお話があった。その後、4月にそういう3者の協議をやったということでございまして、その金額なんですけれども、それにつきましてはどうやってお決めになったのでしょうか。購入金額です。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

所有者との協議により決定をしたところでございます。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○3番（三石 孝君）

所有者だけですか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

多少、所有者の方のプライベートな話もございますので、どこまでお答えできるか、ありますが、一定の債権を持たれておりまして、その債権を処分したいという思いがあらわれました。その価格と所有者の今後の資金、それらを踏まえて交渉した金額でございます。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○3番（三石 孝君）

所有者とだけ協議をされたのですかということをお聞きしています。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

言葉足らずで申しわけございませんでした。債権者の金融機関さんを交えて協議をいたしました。

以上です。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○3番（三石 孝君）

確かに3人で合意をしたというふうなことが、平成27年第2回の町議会の定例会議録にあります。9ページに、これは町長が御回答されています。3名ということで、3者で協議を重ねた結果、町が購入することについて合意に達したということを今お答えなされたんですよ。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

はい、そうです。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○3番（三石 孝君）

その際、専門家の査定はお受けにならなかったのですか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

特に専門家の査定は受けておりません。

以上です。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○3番（三石 孝君）

公的財産になるんですよ、この物件が。専門家の査定があつてしかるべきじゃないですか。といいますのも、長崎県の県北振興局に確認いたしましたけれども、通常、用地の補償も含めて、建物、道路の建設も含めて、移転等が余儀なくされた場合に、その物件を購入される場合は専門家が7名入るそうです。それぞれの専門家だそうです。壁であったり、柱であったり。そういう専門家が入ってきっちりした査定を行って金額をお決めになります。そういう専門家を入れずに3人でお話をされて、この大金の3,350万をお決めになったということですね。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

少し経過を申し上げます。

まず、26年12月末に周辺の方から情報を得まして、現地確認、また、所有者の方、親族の方と接触をいたしまして、現地を確認をいたしました。その後、交渉に入るわけですが、所有者の方の確認をとりまして、課税関係ですね。固定資産の課税状況を調べさせていただきました。その評価がわかりましたので、その評価よりかなり安く交渉が進んでおりましたので、そういった専門家の査定は必要ないという判断をしたところでございます。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○3番（三石 孝君）

安かったら、公的な財産を取得するに当たって専門家の査定は要らないということですよ。私も、私なりに調べました。路線価を含めて、3,623平米の土地ですけど、代金を出しますと、取得代金とは大きな差がございまして。そういうのを安いからということで取得されたんですね。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

固定資産の評価は税務課のほうで適正に算定をされていると思います。そこには専門家が介在しているとは言えないと思います。そういった固定資産のほうにおいては、そういった適正な順序をして評価をされていると思いますので、その評価をもとに、町とすれば所有者の方と交渉を行ったということでございます。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○3番（三石 孝君）

回答をしっかりと願います。公的財産の取得に当たっては、固定資産税の評価で計算して、それよりも、お話を3者でされていますけれども、それが安かったら買っていいという判断をできるということですか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

価格については、そういった評価をもとにこちらのほうで価格等、路線価等、いろいろ鑑みまして、適正な価格だということで考えております。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○3番（三石 孝君）

じゃあ、安かったら適正な価格という判断をされて購入されるという解釈をいたします。そういう答弁ですから。

そういうことでしたら、その判断で私は理解して次に進んでいきます。でも、結局のところ、3者でお話をして、金額が、金融機関にそういう権利設定も含めてあったから、その金額について合意をしたような中身のお話を今されています。ということは、もしかして、金融機関に、金融機関というのは、結局、不動産登記をとってきましたよ。この物件に対しては1億3,000万の根抵当が入っています。根抵当の部分と返済との関係からしましても、抵当権を外さないと所有権移転ができない、そういう状況でございます。そういうことを考えますと、もしかして、この所得された価格というのは、もう交渉するまでもなく、ある程度決まっていたんじゃないですか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

済みません、多少質問の意味がよくわからないのですが、あくまでも所有者の方と町と交えてやったわけで、金融機関さんがそこにおいて直接金額を提示されたとかいうことはございません。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○3番（三石 孝君）

そういうことであれば、先ほど私がそういう理解でよろしいですかということの、今お認めになった発言として解釈して先に進みます。

その後、今回の物件取得に関しては起債の申請がされていますよね。そういう合意ができた後に。起債の申請と、起債すなわち借金の申請ですけど、申請と決定がされた日付はいつですか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

当時、私、財政係長でございましたので、教育委員会からの申し出によりまして照会を行いました。まず、平成27年1月16日に県のほうに起債が使えるかという照会をしまして、県のほうから該当しますという回答が来たところでございます。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○3番（三石 孝君）

私が伺いましたのは、起債の申請をしたのはいつですか。電話をかけたのはいつですかという事は聞いていません。起債の申請はいつされたんですか。決定日はいつですかというのを御回答くださいということを行いました。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

手元に詳細な日付がございませんが、通常であれば、5月に集中提出日がございますので、平成28年5月に起債の計画を出していると思います。その後、6月以降に予算化をしましたので、正式には起債の申請は多分9月ごろだというふうに思います。

以上です。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○3番（三石 孝君）

そうしますと、代金の支払いのめどが立ったということになりますが、売買契約はいつですか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

所有者の方が2名いらっしゃいます。1名の方には平成27年8月26日、もう一人の方は平成27年9月9日でございます。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○3番（三石 孝君）

売買契約日ですよ。間違いないですね。登記書はそういうふうな日付になっていませんよ。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

多分、登記簿謄本の話をされていると思いますが、まず、仮契約をします。これは議会の議決の案件でございます。ですので、先ほど言った日付で仮契約を行いまして、その後に平成27年9月15日に取得の議案として議会の御承認をいただくという議案を出しております。そして、登記の日でございますが、契約書の中身に、所有権の移転登記ですが、お金を支払ったときというふうな文言がございます。当然、向こうとすれば、所有者の方からすれば、

お金を受け取らないと登記の承諾をしないということが通例ですから、その日が記載されているということでございます。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○3番（三石 孝君）

そうしますと、今のお話でしたら、8月26日、9月9日が仮契約をして、その後、代金の支払いをやって、いよいよ登記ということになりますが、登記はいつですか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

登記の受付年月日は、平成27年12月9日となっております。

以上です。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○3番（三石 孝君）

契約日からしばらくたってというか、かなりたってから登記になっているんですね。その辺はどういう原因があったんでしょうか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

建物から退去していただく日に時間がかかったということでございます。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○3番（三石 孝君）

その退去と登記とはそう関係ないと思います。そこが理由なのかどうか、ちょっとわかりませんが。登記のために退去が必要なのかという条件はないはずですけど。

次に行きますが、となると、抵当権が設定されたままの物件を御購入されたということですよ。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

登記と同日に、まず抵当権は外しまして、その日に所有権移転を行いましたので、抵当権がついている物件を購入したことはございません。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○3番（三石 孝君）

法的登記簿謄本からいうと、購入されていることになるですよ。登記をされたのは、抹消登記をされたのは27年の12月9日の多分午前中です。受付番号等の関係で。午後から所有権移転をされています。その前に原因というところがございます。所有権移転の原因という。原因の欄に、平成27年9月25日の売買と書いてある。これは売買というのは、御存じのとおり、契約を結んだ段階、口頭でも売買というのは、その契約の効果が発生します。ですから、これは既に抵当権が入っているのを町が買っているんですよ。私はこの案件について司法書士の先生に確認してまいりました。この9月25日の売買、この原因において、前の所有者は根抵当権の設定の抹消登記の義務者じゃないんですよ。すなわち根抵当権の設定されたまま御購入されとるんです。どうですか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

売買の成立日については議会の議決を得た日ということになりますので、お知らせをしておきたいと思います。

次に、抵当権の抹消、また所有権移転登記には、司法書士の先生のほうに依頼をかけて、その点については協議を行いましたので、そちらとしては適正に登記がなされたものと思っております。

以上です。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○3番（三石 孝君）

登記がいいとか悪いとかを今、議論しているんじゃないんですよ。根抵当権が設定されている状態で物件を購入されたんですよということを確認したいんです。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

契約書の中身にちょっと触れますが、この根抵当権の抹消について、契約書の条項にうたっております。ですので、同日付で抵当権を外し、所有権を移転するということは契約書のほうにうたっているところがございます。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○3番（三石 孝君）

この論争をやっても堂々めぐりですので、幾らお話をしてもおわかりにならないと思いま

すので、先に進みます。

結局のところ、そういう流れからいいますと、根抵当権が設定された状態の物件を購入された場合、通常は購入された町側に抹消の義務が発生するというふうになりますと、やはりこれも物件の売買をされた所有者にとっては都合のいいお話になっているのではないかというのが僕の感想でございます。

さて、この案件ばかり議論しても始まりませんので、次に行きます。

建設検討委員会の役割はというところに行きますけれども、メンバー、会議の回数、内容等については教育長のほうから御丁寧に御回答いただきまして、ありがとうございました。この設立はいつになるのでしょうか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

平成27年11月4日でございます。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○3番（三石 孝君）

確かにそうですね。11月の4日に第1回目の建設委員会が開催されている。それを設立というふうな御回答だと思います。

ところが、教育長の答弁にもございましたように、第5次波佐見町総合計画、この冊子の中の101ページに歴史資料館の建設を早期に進める必要がありますということで宣伝されていますし、こういうので最初やりましたよということを教育長は今御回答の中でおっしゃっている。平成25年の6月ですよ。これは時系列で書いてきたんですけど、見てください。ここです。同じ間隔で出ます。ここです。2年と4カ月は何もしないで、いきなり、2年と4カ月前にはこういう冊子をつかって、計画的に、建設委員会をつかって、いろんな形で、内容は教育長がお話しなさいましたけど、それ以外でも検討をしながらいくのが普通じゃないんですか。例えば庁舎建設のほうも今回いろんな形で議論をされる。一般質問があったりしております。27年から設立されています。7年も8年も後の話ですよ。金額さえ違えど、億単位の税金が動く話です。箱物です。なぜこんなに遅く、ばたばたばたっと。それも11月に2回です。11月に2回、12月に1回、3回、2カ月に3回。どうしてなんでしょうか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

経過をちょっと申し上げたいと思います。町の基本計画に掲げた後、当然教育委員会では検討を開始をしております。当然内部で検討をしております。ですので、その後の町の振興実施計画といえますか、予算を具体化するための前段の計画でございますが、そこで予算の要望、または計画の概要等について説明を受けたところでございますが、先ほど教育長の答弁があったとおり、用地、または財源の問題等々として、内部で検討はしていたものの先に進んでいなかったという状況がございます。

そんな折、26年の年末にこの話が出まして、当然、議員、御存じかと思いますが、新たに作る建物については国等の補助金はございません。そういったことで計画がなかなか進んでいなかったのですが、民家を利用する場合については起債が当たると、借り入れができるということがわかりましたので、そういった進め方をしているところでございます。行政には一定のスピード感が必要だと思っておりますので、そういった中でやってきたという状況でございます。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○3番（三石 孝君）

いやいや、そういうことではございません。もう、これを見てすぐわかるでしょう。この区間、同じスパンで記録を追っています。1回も開けていないのに、11月に2回して、12月に1回して3回、12月も押し迫った24日にされています。物件が見つかったからでしょう。本来ならば、もう上げた時点で委員会をつくって、どういう方向で行きましょうかと。いいメンバーさんがいらっしゃいますよね。専門家もいらっしゃいますし、学者もいらっしゃいますし、そういうメンバーさんで立ち上げた、1回は話をしながら進めていくべきものじゃなかったんでしょうか、教育長。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（岩永聖哉君）

先ほど次長が申しましたとおり、その基本構想に上げまして以降、25年ですね。以降は本当に内部で、結局予算的なものが、大きな予算的なものがかかるということでございましたので、どこにどういうふうにつくっていくかというのを内部で検討しながら、地道にずっと、その建設に向けて地道に内部での話し合いをしてきた。確かに検討委員会というのは立ち上げておりません。おっしゃるとおりです。そういうことでありましたけれども、財源的なものもありましたので、内部で少しずつ、新築というふうなものをまず想定してまいりま

したので、内部で検討をしながら地道に重ねてきたということでございます。それが実状でございます。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

歴史文化資料館等は、もう平成十二、三年ぐらいから話がありました。しかし、そういう中であっても、とてもそのときには行財政改革の真ただ中、そして合併、そういうふうな形の中で進んできました。非常に大事なんだということは、もう十分、皆さんも承知しとし、我々も承知しとし。しかし、ない袖は振れないと。そして、その計画をしたらまずどこにつくっとかとなる。場所がない。場所を、そこのあいとつこは、あそこはあるじゃないかって。そこはめっちゃ高い、新しくつくってしたら。それと同時に、今の教育委員会分室も、当然もう50年を経ています。だから解体してどっかにやらんばいかん。行くところがないのです。

だから、必要で重要なということはわかっっても、我慢、我慢、我慢と。だから、それは、その間はずっとそれぞれこういう内部での意見はずっとしながら、そこでとまっていた。まだ部外の皆さん、議員さんにも、いろんな方々にもお話ができる状況ではなかったと。だからできなかったんです。やりたいということ。そして、たまたま今回このような形でできたのは、ちょうどそういうふうな形で、場所的にも価格的にも手の届くところでないかなというように、我々としても、ちゃんと着手するにはそれなりの整備をして、利活用できるかということ。そして位置的にも面積的にも非常にこれ以上のところはないじゃないかというように形の中で進めてきたわけですね。

そういう中で、ある程度は、ある面では、その雨漏りとか、古い、そういうことがあるし、そして、また分室のほうの解体、そういうこともある。できるだけ早くやっつけていかないかなというようにそういう考え方の中で、そういう購入をした。その後からはスピードアップしたというような、そういう状況でございます。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○3番（三石 孝君）

ありがとうございます。結局のところ、物件が、いろんな皆さん方の努力によって購入された。結局、物件ありきでないと進めづらい事業であるという解釈をいたして、今の御説明を聞いております。ということは、ただ、会議録もとらせてもらって読みましたけども、何

かしらやっぱり会議においても物件ありきの部分があつて、窮屈な討論がされている部分もあつたのは事実でございましたので、とりあえずそこも含めて、この案件はこちらのほうで先に進めさせてもらいたいと思います。

3番目の取得経費の内訳と償還の計画はどうなっていますかということでございます。こちらについては、いろんな形で、3億1,600万、総計ですね。総合経費ですね。その案件でお話を進めさせてもらいたいと思うんですけども、財源の内訳に、起債、交付税、その他と一般財源とございますが、その中身についてお知らせください。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

先ほどの起債の答弁漏れがありましたので、まずそれを御回答いたします。

起債の計画書を出したのが平成27年4月27日でございます。県の同意が平成27年10月13日でございます。

次に、財源の内訳でございます。90%を起債、借入金で賄うとしておりますが、これは総務省の地域活性化事業債という名称の起債でございます。

物件の3,350万の内訳については、先ほど教育長が申したとおりでございます。

残りの、その他でございますが、計画上はふるさと創生基金と、状況に応じて一般財源を組み合わせるとしていただいております。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○3番（三石 孝君）

済みません、起債、起債と言っても、よくわからない方もいらっしゃると思いますので、起債とは簡単に言うとどういう債権でしょうか、お願いします。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

国、県の同意を得て地方公共団体が借り入れるお金でございます。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○3番（三石 孝君）

あわせて交付税付というふうなお話をされます。交付税とはどういうものでしょうか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

交付税については、当初予算の概要で企画財政課長が説明をしましたので、詳しくは除きますが、地方公共団体が必要な行政サービスをするときに、その財源補填として国から交付されるお金でございます。

一方、町が借入れをした場合、該当する種類については交付税で後年度、その償還に応じて交付税の中にお金が入ってくるというものでございます。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○3番（三石 孝君）

ありがとうございます。この中にも財源の内訳のその他というものがございますが、そちらのほうも簡単に、済みませんが、お願いします。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

その他の主なものはふるさと創生基金でございます。

以上です。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○3番（三石 孝君）

最後に一般財源ですけど、こちらについては、私としましては、その町税を含めたところの、早く言えば、町税の中でも町民税がありました、固定資産税がありましたというふうな、町民の方たちがお支払われる税金も含まれているという解釈でよろしいでしょうか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

町が収入する財源で、使い方が自治体の裁量に任されているものを一般財源と申します。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○3番（三石 孝君）

ありがとうございました。私も今回の歴史文化交流館（仮称）のほうのお調べをさせていただく中で、大方、3億1,612万4,000円という事業費が一応大枠でございます。その中で起債のほうは、ブルーのところは起債、割合的には同じ等分、一等分させて、等分で切ってもらいます。この段階で今やろうということで、こっちのほうは償還のほうになると思うんですが、実際のところ、一般財源と、その他の資金と交付税と一般財源というふうな形の返済になると思うのですね。すなわち、借金した分については一般財源のほうから返していく格

好にはなると思うんです。そうしますと、最終的には交付税、国から交付される分と一般財源に払う分に区分けができるようになるんじゃないかというふうに思っているんですが、その辺はいかがでしょう。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

議員さん、お見込みのとおりでございます。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○3番（三石 孝君）

そうしますと、起債すなわち借金の2億7,980万円から国からの交付税を差し引いた残りの1億9,586万円の原資がそういうふうになってきますよね。その他の基金は、もともとそういうふうな形で年度年度不用額として決算時に上がった部分を繰り入れたりするケースもございます。そうしますと、20年の償還ということをお話をされておりました。2年の据え置きと言いながらですね。ですから、20年間で、すなわちこの全体を払っていくことになるわけですね。早く言えばこっちのほうが交付税。20年間で割りますとね、1年間に1,160万9,200円をこの黄色い部分は20年間払っていくというふうになるんですよ。これは償還に当たる一般財源というふうになるんですけども、その辺については間違いございませんでしょうか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

細かい数字は検証をちょっとここではできませんので、概要を説明をいたします。議員さんがお説のとおり、90%のうち30%が交付税措置でございます。すなわち全体で言うと27%が交付税措置をされるということになりますので、その内容で基づいて計算をされているならば、それが正しいというふうに思いますが、そもそも起債とは単年度で事業ができない大型事業を後年度の町民の方等で世代間で負担を均等にするという趣旨がございます。ですので、こういった歴史文化交流館等の大型事業については、やはり起債を充てて、そして長期の償還で建設をするというのが通例だというふうに考えております。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○3番（三石 孝君）

ランニングコストのほうに移ります。ランニングコストのほうは、最初、私が伺いました

ときには200万ぐらいということをおっしゃっておいりました。教育長の説明になかったのは、今議会の中でおいてです。職員の駐車場をどうしますかと。場合によっては借り入れるかもしれない、借用するかもしれないというお話もありました。だから、そういうことをしますと、300万という数字がマックスの数字なのか。そこら辺はちょっと疑問符は持たれるものでございます。

しかし、その点も踏まえて、今の現在の分室の予算と比べまして、今回、仮にその歴史文化交流館が運営を開始したときの対比的なものはどうなんでしょうか。簡単に、済みません、お願いします。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

光熱水費のランニングコストは先ほど教育長が答弁したとおりでございます。現在の教育委員会の分室ですが、電気代が約42万円、水道料が2万8,000円、そしてガスが3万2,000円程度、これは年間でございます。合計で約48万程度でございます。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○3番（三石 孝君）

ありがとうございます。費用対効果に行きます。費用対効果は、子供の学習の場を含めて御説明がございました。確かにいろんな形で効果があるんだというふうにおっしゃっておいりましたが、実際建物を建てた場合の、何年ぐらいもつものなんでしょうか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

今回、実施設計において古民家を改修するというので、しっかり調査を行っております。適切に管理をすれば末永く使えるものと思いますが、一般的にあとは30年、40年以上使えるというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○3番（三石 孝君）

大切にすれば長くもてるというものでもないでしょうし、一般の方がいろんな形で人が集まってくれば、いらっしゃる分だけ老朽化も進むかもしれません。そういう意味では、20年ですか、30年ですか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

30年、40年はしっかり使っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○3番（三石 孝君）

長持ちできますように使ってってもらいたいと思います。

続きまして、町民のほうの理解は得られているんでしょうかということで、確かに夏の町政報告会でも報告されています。そのほか、波佐見町のまちづくりのほうにもこういうものを上げていらっしゃるということでございますが、実際のところ、中身について、町民の皆様方の関心度といいますか、その辺についてはどうお感じになっているんでしょうか。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（岩永聖哉君）

先ほど申しましたように、いろんな形で町民の方に周知をしておりますので、アンケートとか、そういうものはとっておりませんが、町々、あるいは団体、先日会議がございました。その中でもどうなっているんだという、そういう御意見もいただきましたので、かなりの皆さんが関心を持っていただいているのかなというふうには思っています。その数字的なものについてはお答えできない状況でございます。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○3番（三石 孝君）

この問題は、やはり文化財等に從事されている人とか、関係を持っている方たちについては非常に興味が持てる案件かもしれませんが、一般の方たちにはまだまだ浸透していないのが現実でございます。きょうの長崎新聞にも、中央卸市場に総合事務所をつくる、開設すると。出先機関としての内容をまとめた二つの条例改正案が出てですね。それに対して住民への周知が不十分だということで、そのスタートをおくらせております。いかに十分に住民の人たちの認知度を高めて、関心度を高めて、この歴史文化資料館に関する建築、また、検討、精査が済まれることをお祈りしたいと思いますし、それにはいろんな機会を捉えて周知をやってもらいたいと思います。

最後になりますけれども、ちょっと駆け足で大変でしたけども、今、町長をはじめ、教育長、また次長のほうからお話が、答弁でおわかりになったと思いますけども、歴史文化交流

館の建設においては、先に物件の購入があったし、その物件の購入の取得の仕方や購入の金額といい、また討議の仕方といって、何かしらではないんですけども、もとの所有者の債務整理のための購入ではなかったと疑われても仕方のないような感じも伺えます。また、建設委員会の開催の仕方でも急仕上げな点は否めず、十分な議論や協議が尽くされたものとは言いがたいものがございます。場所は建物が既に決定している点は、よりよいものをつくろうとするには自由な発想を阻害しているのではないのでしょうか。

これまで何年もかけて財政の健全化に尽くされてこられました一瀬町長が、ここに来てなぜに箱物にこだわるのか。また、拙速に事を運ぼうとされているのか、私には理解できません。償還計画についても、当初、数年の据え置きはあるものの、年間1,200万円近くの多額の税金が支払われることは本当に町民の理解が得られるのかわかりませんし、さらに財政を圧迫することは確実であります。まずは、その一部でも町民の切なる要望実現の費用に回されてこそ、町民の理解と支持が膨らむのではないのでしょうか。

そういう意味では、今回の継続費廃止の英断は賢明なものであり、より町民が納得する内容を御検討いただき御提案いただきますよう切にお願い申し上げます。いかがでしょうか。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

いろんな面での食い違いがあるような感じがいたします。それは、それぞれの人の価値観、そしてそれぞれの人の情報の中での受けとめ方、そういうことはあるんじゃないかなと。私は決して今おたくが言ったようなことじゃなくして、本当に波佐見町にとって歴史文化、この施設は非常に大事なんだ。先人が築いてきたこの歴史をやっぱり我々が一生懸命この中で次の世代につなげていかないかん。そして、今おっしゃるように、財政的に逼迫をしないように、常にやっぱり最少の経費で最大の効果をあらわす。このほかに方法がないかなと思っております。

だから、私は自信を持って、このことは皆さんの信頼を得ることではないかなというふうに思っておりますし、町政報告会においてもそんな反対するところはどこもありませんでした。自分たちが賛成だということじゃないけども、やはり自分たちの町を誇りに思う。そして愛着心を持つ。そういうふうな形の中で、やっぱり先人のやってきた功績と、そして歴史的波佐見が輩出した人物、そういう方々を皆さんに紹介をして、そして町民、子供たちがそういうふうな思いを持って奮い立つ。そして、また波佐見町の歴史はこんなにいいものがある

ったのかと。そういうものを内外にも発信するためには、この施設を早くつくって、そしてなおかつ最少の経費で最大の効果があらわすよう、我々も一生懸命頑張りますし、住民の代表である議員さんもそのような前向きな形で考えていただきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（今井泰照君）

以上で、3番 三石孝議員の質問を終わります。

以上で、通告がありました一般質問が全部終了しました。

以上で、本日の日程は全部終了します。

本日はこれで散会します。

御起立ください。お疲れさまでした。

午後2時55分 散会